第30回青森県環境審会

日時:平成30年2月14日(水)

午後1時30分~午後4時

場所:青森国際ホテル3階「孔雀の間」

(司会)

ただいまから第30回青森県環境審議会を開催いたします。 開会にあたりまして、環境生活部長の鈴木からご挨拶を申し上げます。

(鈴木部長)

皆様、こんにちは。環境生活部長の鈴木でございます。

本日はご多用にもかかわらず、またお足元の悪い中、環境審議会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。また、常日頃から環境行政を始め県政各般にわたり格別のご理解とご協力を賜り、心から感謝を申し上げます。

さて、本日の環境審議会は、次第に記載してありますが諮問案件といたしまして、12月に開催しました第29回審議会においてご報告いたしました青森県地球温暖化対策推進計画(改定案)及び青森県災害廃棄物処理計画(案)についてご審議いただくとともに、水質の測定に関する計画(案)の2件、そして第12次鳥獣保護管理事業計画(変更案)の、計5件についてご審議いただくこととしております。

また、諮問案件についてご審議いただきました後に、青森・岩手県境不法投棄事案についてご報告させていただきます。

盛り沢山ではございますが、委員の皆様には忌憚のないご意見、ご提言を賜りますようお 願い申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(司会)

続きまして、本日の会議の成立についてご報告申し上げます。

会議の成立は、青森県附属機関に関する条例により、委員の半数以上の出席が必要となっております。本日は、青山委員、佐藤久美子委員、島口委員、進藤委員、鈴木委員、鳴海委員、沼田委員、橋本礼子委員、長谷河委員、蛭田委員、10名がご都合により欠席されております。全委員数31名中21名の委員の皆様にご出席をいただいておりますので、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

それでは議事に入ります。審議会の運営につきましては、条例に基づき会長が議長となって会議を進めることとなっております。これからの議事進行につきましては、熊谷会長にお

願いしたいと思います。

熊谷会長、どうぞよろしくお願い申し上げます。

(熊谷会長)

それでは次第に従いまして会議を進めたいと思います。

はじめに議事録署名者を指名させていただきます。今回の署名者は、山田兼博委員と山谷 委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

次に、本県の諮問案件でございますけれども、皆様のお手元に諮問書の写しが配付されておりますのでご覧いただきたいと思います。部長の挨拶にもありましたけれども、5件の諮問を受けております。よろしくお願いいたします。

それでは諮問案件①「青森県地球温暖化推進計画(改定案)」について、事務局から説明 をお願いいたします。

(事務局)

環境政策課長の澤田でございます。着座して説明させていただきます。

まずは地球温暖化対策推進計画(改定案)についてでございます。前回、12月20日の 審議会において計画(改定案)の全体概要や温室効果ガスの削減目標、リーディングプロジェクトなどの詳細について説明させていただき、委員の皆様からご意見やご質問等をいた だいたところでございます。

今回の審議会におきましては、これらを踏まえ資料1-2-1で、前回の審議会における計画(改定案)に対する委員からの意見等と対応方針、資料1-3で計画(改定案)の主な修正点についてご説明いたします。

また昨年12月28日から1月26日までパブリック・コメントの手続を行ったところ、温室効果ガスの策定に係る1件のご質問がございました。現在、ホームページに回答と併せて掲載しております。計画(改定案)の修正に係るご意見ではございませんでしたが、ご報告させていただきます。

それでは資料1-2-1をご覧いただきたいと思います。第7章の3、施策体系とリーディングプロジェクトのところで、籐委員からのご意見でございます。

「環境教育の考え方をESDを含め、コラムで示すというのも1つ。また、計画をESDなどと連動させて普及していくには、持続可能な開発目標、SDGsとこの計画がどう関連していくのかをコラムで書かれた方が役に立つのではないか。」とのご意見でございました。対応方針でございますが、SDGs(持続可能な開発目標)では、経済、社会、環境の諸課題を統合的に解決することの重要性が示されていますが、環境分野においては、国は環境基本計画において、環境・経済・社会の統合的向上という方向性を打ち出しています。

また、パリ協定や国の地球温暖化計画においても、環境、経済、社会の統合的な向上に資するような施策の推進を図ることとしているところであり、この環境、経済、社会の統合的

向上はSDGsの目指す考え方と方向性は同一であると言えます。

このため、今回の改定案は国の計画に即して作成していること、また国が策定した「持続可能な開発目標実施指針」で示した優先課題である省・再生可能エネルギー、気候変動対策についても記載していることから、SDGsの要素を反映させていると認識しているところでございますが、籐委員の意見を踏まえましてSDGsとの関連性をより明確にするため、17ページの第3章の3の(1)国際的な動向の中でSDGsについて触れることとし、ESDについては76ページにコラムとして盛り込むこととしております。

なお、SDGsについてはむつ市からも意見が出されていたところでございます。 以上で1-2-1の説明を終わります。

(事務局)

環境政策課低炭素社会推進グループの上村と申します。続けて私の方から、資料1-3について説明をさせていただきます。

資料1-3は前回の審議会でお示しした内容から修正した部分についてまとめた資料で ございます。修正前と修正後ということで一覧表を作成しております。

修正内容としましては、前回の審議会においていただきました意見を踏まえた修正というのが2点、その他は主に庁内関係課の意見を踏まえた書きぶりの修正等であり、内容の大きな変更はございません。なお、本日の審議会に向けて各委員からの事前質問も特にございませんでした。

それでは時間の都合もございますので、主な修正項目についてご説明をしたいと思います。

表の一番左側にNo.を振っておりますけれども、最初にNo.の2番目のところをご覧ください。ここは先ほど澤田課長から説明しました、前回の籐委員からのご意見を踏まえた部分の修正でございます。SDGs、持続可能な開発目標に係る記載を、第3章の3地球温暖化対策の動向の中の国際的な動向のところに追加をいたしました。

具体的な記載内容が修正後の欄に書いてあるご覧の内容となります。前段でSDGsについて簡単に説明した上で、ここの5行目のところですけれども、「世界はパリ協定の履行を通じ、気候変動への取組に必要な措置を講じることに合意したところであり、こうした措置は、SDGsの達成に重要な役割を果たすことになります。」というふうに、温暖化対策との関連性についてここで触れたところでございます。

次にNo.3のところですけれども、ここは第5章の部分です。第5章中の本県の地域課題の部分に、新たなに児童・生徒アンケートの結果概要を追加いたしました。備考欄にも書いてありますけれども、前回の審議会において貝森委員から、児童・生徒の温暖化問題の意識についてのご質問があったところです。これを踏まえて、元々記載をしていました県民アンケート、事業者アンケートの概要に加えて、児童・生徒のアンケート分もここに加えたところです。記載内容についてはご覧のとおりです。説明は省かせていただきます。

次のNo.4から6については、第7章のリーディングプロジェクトの記載に係る関係課意見を踏まえた修正となっております。いずれも軽微な修正ということになっています。このうち、まずNo.4ですけれども、ここはプロジェクト1、再生可能エネルギー導入促進プロジェクト関連でございますが、カスケード利用という用語についての注釈の記載内容を、より分かりやすく適切な表現へと修正をしたほか、新たに、%4のところですけれども、固定価格買取制度、いわゆるFIT制度についての注釈を追加したところでございます。

それから2ページ目に移りますけれども、No.5、ここは低炭素型交通普及促進プロジェクトにおけるモニタリング指標として、県民1人当たりの路線バスの年間利用回数を設定しているところですが、備考欄の記載のとおり、根拠としているデータが広域路線のみならず市町村内の路線を含むことから、指標名のカッコ書きの部分、修正前は「各年の広域路線乗車延べ人数」、広域というのを入れていたところですが、この広域という言葉の部分を取ったところでございます。

次に1つ飛びましてNo.7のところです。こちらは第8章、適応策に係る部分でございますが、ここは県の農林水産部の意見を踏まえまして、ご覧のとおり書きぶりを修正しているところでございます。

それからNo.8から10番につきましては、資料編の部分になっております。部門別地球温暖化施策の記載の修正となっていますが、このうちNo.8、農林水産業のグリーン化に関する農林水産部の意見を踏まえた一部修正となっています。修正前の記載ですけれども、FEMSと書いてフェムズ、これは工場におけるエネルギー管理システムのことですけれども、FEMSを利用というふうに記載をしていましたが、農林水産業分野での施策としてより想定される施策内容として、省エネルギー性能の高い設備・機器の導入促進などというふうに記載内容を修正したところです。

3ページ目をご覧ください。№10のところですけれども、低炭素型モデルタウン構想の推進は、現行計画で掲載していたものですけれども、既にこれは廃止になっておりますので、これを削除したところです。

それからNo.11から15については、コラムの追加でございます。第7章の各プロジェクトにおいて、それぞれキーワードになるような取組などについて解説の意味も含めましてコラムを追加記載したところでございます。11番については、ここは再生可能エネルギー関係ですが、県のエネルギー産業振興戦略について記載をいたしました。また12番、中小事業者等の省エネルギー関係では、事業者の具体的な省エネ事例について記載をいたしました。13番、低炭素型住宅・ライフスタイルの推進関係では、県民等の環境配慮行動促進の取組として、県と関係機関が連携して取り組んでいますあおもりエコの環スマイルプロジェクトとZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)、これは再生可能エネルギーの導入と省エネルギー対策を併せて行うことで、エネルギー消費を実質0に近づけると、そういった住宅のことですけれども、これらについてコラムとして記載を加えました。

また14番、低炭素型交通の関係では、エコで賢く移動しよう!というスマートムーブの

取組について記載をしました。

15番、「もったいない・あおもり県民運動」・環境教育の推進関係では、持続可能な開発のための教育(ESD)と、国が進めている国民運動「COOL CHOICE」、そして「もったいない・あおもり県民運動」についてコラムを追加したところです。

最後に4ページ目、16と17でございます。この2つは資料編の追加でございます。県 民等に対するアンケート結果の概要、そして17が温室効果ガス排出量算定に関する基礎 資料を今回、追加したところです。

これらは当初から資料編として掲載する予定としていたものであり、前回、審議会での配付版にも目次には掲載をしていたところですけれども、今回、資料本体を付け加えたということでございます。

以上が青森県地球温暖化推進計画(改定案)の前回からの修正内容となっております。 説明を終わります。

(熊谷会長)

ありがとうございました。

前回の審議会で報告を受けた修正点についてご説明をいただきました。コラムなども充実していいなと思いましたし、読み物としてもハイレベルになったと思います。

どうでしょうか、この説明をいただいた内容でよろしいでしょうか。ご意見等があれば。 意見を言った方たちも、絶対納得ではないかなとは思いますけれども。全体的な話で言っ ておきたいことがあればお聞きしますけれども。

前回報告の時、いろいろ意見交換をしたということで、他に意見がないようですので、これで終わらせていただきます。

それでは諮問案件①につきまして、これを適当と認めてよろしいでしょうか。

(一同)

はい。

(熊谷会長)

ありがとうございます。ご異議がないようですので、諮問案件①については原案が適当で あると認め、答申したいと思います。

以上で①の審議を終了させていただきます。

続いて諮問案件②、青森県災害廃棄物処理計画(案)について、事務局から説明をお願い いたします。

(事務局)

災害廃棄物処理計画(案)につきましては、地球温暖化対策推進計画(改定案)と同様に、

前回の審議会において計画(案)についてご説明させていただき、委員の皆様からのご意見、 ご質問をいただきました。今回は、これらを踏まえまして、資料2-2-1で前回の審議会 における計画(案)に対する委員からの意見等と対応方針、そして資料2-3で計画案の主 な修正点についてご説明させていただきます。

また、地球温暖化対策推進計画(改定案)と同様にパブリック・コメントの手続きを行ったところですが、県民の皆様からのご意見等はございませんでした。

それでは資料2-2-1をご覧ください。

まず1番目でございますが、計画(案)の概要版の第3章、1.組織体制(1)災害対策本部の中で、助詞の使い方について鈴木委員からご指摘がありました。対応方針のとおり、助詞を修正いたしました。

次に2番目の最終処分量に関する表記についてでございます。「最終処分量については、減少させるという使い方はあまりしないと思われるので、減量、又は低減との表記について検討をした方がよい」とのご意見を鈴木委員からいただきました。対応方針でございますが、廃棄物処理法に、このような使い方がないか調べたところ、このような使い方はありませんでしたが、廃棄物処理法に基づく基本的な方針というのがございまして、その中で「最終処分量を低減させる」という表記がございましたので、それと同様に修正いたしました。

3番目の災害廃棄物の処理目標期間についてです。 2の処理スケジュールの 3行目に、「大規模災害時においても、概ね 3年以内の処理完了を目指す」とあるが、図 5-1 が非常災害時のものであるとすれば、図 5-1 の処理スケジュールは 3年を見込む必要はないのではないか」との糠塚委員からのご意見でございました。

対応方針でございますが、2の処理スケジュールのところは東日本大震災の実績を踏まえ、非常災害時は言うまでもなく、仮に大規模災害が発生した時においても概ね3年以内の処理完了を目指すとの趣旨で記載しております。図5-1も同様の趣旨で記載しておりますので、非常災害に限定したものとの誤解を避けるため、図のタイトルから(非常災害時)とありましたが、それの記載を削除したところでございます。

資料2-2-1の説明は以上でございます。

(事務局)

続いて環境政策課循環型社会推進グループの千田でございます。資料2-3についてご 説明をさせていただきます。

資料2-3です。青森県災害廃棄物処理計画(案)の主な修正対照表でございます。前回、 出されました委員の皆様方の質問、意見等を踏まえまして修正をさせていただきました。

左からNo.と修正後、修正前、備考の欄という構成になってございます。その内容について 説明させていただきます。

1番目の「全般について」でございますが、備考欄の方で専門用語等についての注釈を入れるという糠塚委員の意見等を踏まえまして注釈を入れてございます。フレキシブルコン

テナバッグですとかトロンメル、スケルトンバケットといったような専門用語について注 釈を入れさせていただきました。

2つ目として、3ページ目の「対象とする災害の規模」でございますが、鈴木委員から、 対象とする災害の規模に関しての考え方が不明確であるというご指摘がございましたので、 修正後の欄になりますけれども、全体の本文にもう1文付け加えまして、「なお、本計画は、 表2-1の非常災害及び大規模災害に当たる規模のものを基本としていますが、本計画の 事項を踏まえることによって、通常規模の災害にも対応することが可能となります。」とい う表記を入れさせていただいております。

続いて3番目の、6ページ「最終処分量に関する表記」につきましては、先ほど最終処分量の減少を低減に修正したという内容で、先ほど課長から説明がありましたので割愛させていただきます。

4番目、本体 10 ページ目の「青森県災害対策本部の組織図概要、図 3-1」でございますけれども、鈴木委員からご指摘がございまして、青森県地域防災計画の改正を踏まえまして組織図の差し替えをしてございます。

5番目、本体14ページの「情報連絡体制の充実強化」という部分でございます。こちらについては、備考欄で、用語の表記が「略称等、正式名称」の順番になっていましたので、正式名称(略称)の順番に修正して、災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)、こういう表記に替えさせていただいております。

めくっていただいて、続いてNo.6、7、8になりますが、19、20ページの「青森県地震・津波被害想定調査の関連性」のところでございます。表記している図4-1、4-2が本文との関連性が不明確であるという糠塚委員のご指摘を踏まえまして、修正後のように修正してございます。

No.6、修正後の欄の4行目になりますけれども、図4-1、4-2が、それぞれの地震の 震源モデルを示したものである旨の表記に修正し、本文と図4-1、4-2との関連性を明確にしているところでございます。これに関連して7番目、8番目でも、図4-1、4-2のタイトルにおきまして、被害想定調査における震源モデルという文言を付け加えさせていただいております。

続いてNo.9、10につきまして、本体の27ページになるんですけれども、こちら、発生原単位のア〜オまでの表記について、カッコを付けて見やすくしたほうがいいとの鈴木委員からご指摘がありましたので、見にくいというご指摘がありましたので、こちらについてはカッコを付けて修正をしてございます。

続いて11番目、本体36ページで「収集運搬体制の整備に当たっての検討事項等」でございます。表6-1のところで、特定の季節において特に注意喚起を促す旨を明記させていただいております。修正後の欄で、「特に、冬季に多く発生する着火剤」云々、「特に、夏季における腐敗性廃棄物」云々という形で、特にという文言を入れて注意喚起を促す旨を明示してございます。

続いて3ページ目になります。No.12、13につきまして、遮水目的あるシートについては、シートだけではなくて遮水という文言も付けて修正してございます。鈴木委員からの意見を踏まえての修正をさせていただいております。

また14番、15番、本体41ページと47ページになりますけれども、火災予防について、温度監視だけではなくて水蒸気の監視も有効であるという観点に対しまして、鈴木委員の意見を踏まえまして、「温度及び水蒸気の監視」という表記で項目として入れ込んで追加してございます。

続いてNo.16でフレキシブルコンテナバッグの表記でございますが、用語の正式名称と略称の表記、両方を入れて修正をさせていただいております。具体的にはフレキシブルコンテナバッグであったものにカッコ書きでフレコンバッグという表記をさせていただいております。

最後17番目として、本体64ページの「思い出の品等の取扱方法例」として、表6-9 でございますが、デジタルデータの記録媒体として、ハードディスク以外のものも使われているので、「USBメモリ等記録媒体」という表記を追加させていただいております。これも糠塚委員からの意見を踏まえての修正でございます。

資料2-3の内容については以上でございます。

(熊谷会長)

ありがとうございました。

事務局から修正点について説明をいただきました。この内容でよろしいでしょうか、ということでございます。前回、いろいろ意見を交わしたものがきちんと議事録をとっていただいて正確にやって、これも読みやすくなっているかなと思いますし、あとストーリーとしては訓練とか、机上訓練だったり、防災訓練の一環ということでやって見直しをしていただければなと思っております。

あと、いろいろな意見を述べた方で他の意見がございますればいただければと思います。 特にないですか?

特にないということでございます。じゃあ他の方もよろしいでしょうかね。

それでは諮問案件②について、これを適当と認めてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。ご異議がないようですので、当該諮問案件については適当だとい うことで答申いたします。

以上をもちまして、諮問案件の審議を終了いたします。それでは、ここで10分程度の休憩を取りたいと思います。再開を2時15分からといたしますので、よろしくお願いいたします。

<休憩>

(熊谷会長)

会議を再開します。

それでは、諮問案件③「平成30年度公共用水域の水質の測定に関する計画(案)」について、事務局から説明をお願いします。

(環境保全課)

環境保全課の石坂でございます。よろしくお願いいたします。座って説明をさせていただきます。

当課からの諮問案件になります、来年度の公共用水域及び地下水の水質測定計画は、毎年度この時期の環境審議会にお諮りするものでございまして、昨年度は委員改選後、初の諮問ということでございましたので法的な確認などについてご説明をさせていただきましたけれども、今年度は省略させていただきますので、お願いいたします。

それでは諮問案件の3番目、平成30年度公共用水域の水質の測定に関する計画(案)につきましてご説明をいたします。

本日、諮問をいたしますのは、お手元の資料 3-1 の計画(案)でございますが、最初に資料 3-2 によりまして、これまでの測定結果の概要についてご説明をさせていただきます。なお、先日お配りをした 3-2 に誤りがございますので、お手数でございますけれども 1 ページ目を本日お配りしたものと差替えていただくことをお願いいたします。それでは資料 3-2 の 1 ページ、差替えの 1 ページをご覧ください。

1の県内の公共用水域の概況でございます。平成28年度の結果は、総体的に見て概ね良好な状況にあり、近年はほぼ横ばいで推移しています。

次、2の人の健康の保護に関する環境基準の達成状況ですが、46河川、5湖沼、3海域で延べ2,043項目の測定を行ったところ、正津川で砒素が環境基準値を超過しましたが、これは自然由来によるものと考えてございます。

次に3の生活環境の保全に関する環境基準の達成状況の(1)でございますが、63河川、7湖沼、8海域で延べ7,995項目の測定を行った結果、有機性汚濁の代表的指標であるBOD又はCODで見ますと、環境基準の水域類型指定が行われている87水域のうち82水域で環境基準を達成しており、その達成率は表1のとおり前年度と同一の94.2%でございます。

2ページをお開きください。表2には平成28年度に環境基準を達成できなかった水域を記載しております。河川及び湖沼がそれぞれ2水域、海域が1水域、計5水域で環境基準を達成できませんでした。(2)の水生生物の保全に係る環境基準につきましては、21水域で延べ260項目の測定を行った結果、全ての水域で環境基準を達成いたしました。

次に4の要監視項目の水質測定結果でございますが、平成28年度は1,2-ジクロロプロパン及びキシレンの2項目について、19河川で延べ38項目の測定を行いましたが、その結果、全ての地点で不検出でございました。

3ページをお開きください。図1から4にかけまして、環境基準の達成率の経年変化を折れ線グラフでお示ししております。図3の湖沼を除き、近年はほぼ横ばいとなっております。以上が公共用水域の水質の状況の内容でございますが、これらを踏まえまして諮問案件である資料3-1の平成30年度公共用水域の水質の測定に関する計画(案)を策定いたしました。この3-1につきまして、ポイントとなるところを資料3-3に説明資料としてまとめましたので、資料3-3でご説明させていただきます。

資料3-3、1ページをお開きください。

1と2は省略させていただきまして、3の平成30年度計画(案)の概要ですが、表1の一番下、合計欄にお示ししておりますとおり、平成30年度は78水域、195地点で延べ12、737項目の測定を予定しております。

2ページをお開きください。(2)は前年度計画との主な変更点ですが、表2をご覧ください。延べ測定項目数につきましては、生活環境項目及び健康項目が前年度と比べて減少し、他の項目は同数となっております。

主な変更点を以下の①から③に記載しておりますが、まず①として、十和田湖においてノニルフェノール及びLASの測定を年1回実施することによりまして、生活環境項目が2件増加となっております。次に②ですが、健康項目のうち、その他有機塩素化合物及び農薬については、A群とB群に分けて隔年で交互に測定を実施しておりますが、平成30年度はA群を対象といたします。これに伴いまして、10件減少しております。③ですが、県、青森市及び八戸市では、要監視項目から2項目を選定し、ローリングにより測定を実施しておりますが、平成30年度はフェノール及びホルムアルデヒドを測定の対象といたします。

以上、諮問案件であります資料 3-1 の平成 3 0 年度公共用水域の水質の測定に関する計画 (案)の概要についてご説明させていただきました。

引き続き、事前に各委員の皆様からいただいたご質問に対する回答について、資料3-4 により担当のグループマネージャーから説明させます。

(環境保全課)

環境保全課 水・大気環境グループマネージャーの米谷といいます。よろしくお願いいた します。座って説明をさせていただきます。

事前に委員の皆様方からいただきましたご質問についての回答について説明をさせていただきます。資料3-4をご覧ください。

資料3-1に対して糠塚委員からご質問とご提案がございます。まず、その前段といたしまして、「この計画に基づいて県内各所の測定がなされ、その結果が毎年発表され、また、環境白書にも記載されるなど重要な計画です。しかしながら、毎年のことなのでマンネリ化の懸念もあります。そこで質問と提案を一点ずつさせていただきます。」

そしてNo.1としまして、「実際の測定にあたっては、公共機関ばかりでなく民間の分析所に委託している部分もあると思いますが、全体の何割程度でしょうか。」というご質問でご

ざいます。

これに対する回答です。公共用水域の測定機関は、国土交通省、県、青森市、八戸市となっておりますが、現在、実際の測定は、各機関とも全て民間業者への委託により実施しております。

次にNo.2としまして、「データの信頼性確保の観点から、測定データごとに担当分析所名を公表することにしてはどうでしょうか。」というご提案でございます。

これに対する回答でございます。各機関の委託は計量証明登録事業所であり、さらに各々の仕様書において、複数の測定機関で同じ試料の分析を行い、測定値を確認するといった外部精度管理等への参加により、委託先は測定値の信頼性確保に努めるものとしております。また、委託先から報告された測定値については、各機関において異常値などの確認をした上で確定しております。以上のことにより、データの信頼性は確保されていると考えられることから、データごとの分析所名の公表は不要と考えてございます。

2ページをご覧になってください。資料3-2に対するご質問ですが、No.1の佐藤巧委員から、「小川原湖の環境基準達成状況は過去3年非達成となっているが、平成29年度版環境白書によると、「小川原湖G中央」のCOD値が基準値より極端に高くなっている。その要因は何か?またどのような対策が考えられるのか。」というご質問でございます。

これに対する回答です。測定の実施機関である高瀬川河川事務所によると、「COD値は、上層・中層は平成21年度を境に緩やかに減少傾向ですが、下層が塩水層に含まれているためです。平成21年に学識経験者からなる「小川原湖水環境技術検討委員会」を設立し、要因の調査項目及び覆砂、ウェットランドなどの対策を検討しています。」とのことでした。次にNo.2、吉尾委員から、「過去3年間は環境基準達成だった岩木川上流が非達成になった状況や原因を教えてください。」とのご質問でございます。

これに対する回答です。測定の実施機関である青森河川国道事務所によると、「平成28年度の岩木川乾橋におけるBOD75%値は2.3 mg/Lで、環境基準値である2 mg/Lをわずかに超過しました。青森河川国道事務所では、河川内においては原因となるものを確認しておりません。」とのことでございました。

なお、参考としまして、下の表に平成21年度から28年度までの乾橋における測定値を 示しております。

3ページをご覧になってください。吉尾委員から、「継続して非達成の水域についてはいろいろな対策が取られていると思うが、その効果評価について教えてください。」とのご質問でございます。

これに対する回答です。対策の効果は、毎年度の水質測定における環境基準の達成状況により評価しています。環境基準は、水域の利用状況、水生生物の生息の状況等に応じて定められており、環境基準を達成することにより、その水域の利用目的等に適した水質であるということが言えます。

継続して環境基準を達成していない水域については、水域ごとに環境基準非達成の原因

を探り、推測される原因に応じた対策を講じていますが、現時点でも環境基準を達成していない水域があります。このような水域については、短期間で効果をあげることは難しいことから、これらの対策を継続して推進していくことが必要であると考えております。

4ページをご覧になってください。資料3-3に対するご質問でございます。吉尾委員から、「要監視項目の変更に関して、生活環境、健康、特定などの他の項目と要監視項目との違いや検査物質の選定基準がよくわかりませんでした。水質用語解説を見ても難しく、ご面倒ですが簡易な解説をお願いします。」とのご質問でございます。

これに対する回答です。要監視項目は、国が今後健康項目や生活環境項目に移行することを検討している項目で、まだ知見が不足しているため、継続して水質測定を実施し、その推移を把握していくこととしている物質群です。この要監視項目の選定については、「青森県水質モニタリング調査処理方針」に基づき、毎年度2項目ずつを選定し、ローリングによる測定を実施することとしています。フェノール及びホルムアルデヒドについては、平成16年度に測定していますが、それ以降、測定項目となっておらず、他の項目と比較して間隔があいていることから選定しております。

以上で資料3-4の説明を終わらせていただきます。

(熊谷会長)

ありがとうございました。今の説明、この項目は平成30年度公共用水域の水質の測定に関する計画を作成したということで、こちらの方が諮問ですけれども、やはり委員の意見は全て28年度の状況に集まっているので、ぜひご発言をお願いしたいと思いますけれども。糠塚委員、よろしくお願いいたします。

(糠塚委員)

ありがとうございます。実際の測定は民間の事業者がやっているということなんですが。 私、ずっと違和感があったのが、例えば計画案の1ページ目、3番目に測定機関というもの が書いてありますね。測定というと、私の感覚では実際に計測装置を持っていて、人がいて 試料をそこに持って行って、手を動かしている人がいてデータを出していると。そういうの が測定機関だと思っていたんですけれども、どうもそうではないらしい。だから、ちょっと これは用語を変えた方がいいんじゃないかと。管轄機関とか担当機関、その程度じゃないか なという感じがします。1番目です。

2番目の「分析所の名前を公表することにしたらどうでしょうか」と、データの信頼性の確保の観点からですが、実は私の考えていることは、分析所のモチベーションの問題を考えたということが1つと、それからきちんとやっているんですよということをアピールした方がいいんじゃないかと。その方が県民の皆さんに対して仕事の内容を理解してもらえるんじゃないかというようなことからこういうことを考えた。1つは、やっぱり、まあ私も詳しいことは知らないんですが、豊洲の問題で急におかしなデータが出てきたと言われてい

まして、分析所がどうのこうのというような意見もありました。実際には分析所の責任では なかったようですが、実際に高いデータが出てきたということなんですけれども。

やはりデータの信頼性というのはアピールしていかなきゃいけないんじゃないかなと思いますから、アピールをして理解してもらっていくということが必要ではないかなということで提案させていただいたということです。

(熊谷会長)

ありがとうございます。

いかがでしょうか。

(環境保全課)

環境保全課の石坂でございます。いただいたご意見、趣旨はよく分かります。来年度以降、 この場ですぐにこういうふうにしますというお話はしにくいものですので来年度の資料作 成においていただいたご意見を踏まえて対応して参りたいと思います。

(糠塚委員)

どうもありがとうございます。私がこの段階で提案した理由というのは、おそらく分析所を公表するということになると、入札の仕様書に書く必要があるんじゃないかというようなことを思いましたので、ここで提案をさせてもらうということです。よろしくお願いします。

(熊谷会長)

せっかくですので、2ページ目の佐藤委員、どうぞ。

(佐藤(巧)委員)

佐藤です。ちょっと私、勉強不足で、覆砂、それからウェットランド、ちょっと意味が分からないので教えていただければと思います。

それから平成21年に学識経験者からなる検討委員会を設立して、対策を検討していますと、現在も検討中ということなのでしょうか。

(高瀬川河川事務所)

高瀬川河川事務所の池田と申します。まず覆砂とウェットランドですけれども、覆砂というのは、これから始めようとしていることなんですけれども、小川原湖にヘドロの部分があります。そのヘドロの部分に砂をかぶせることを覆砂と表現しています。それからウェットランドの方は、小川原湖にはたくさん支川があるんですけれども、砂土路川というところで、その支川から入って来る人工物といいますか、そういうやつを今、ためるためのそういう施

設を造っています。それをウェットランドというふうに表現しています。

最後にこの小川原湖水環境技術検討委員会ですけれども、今もこれは開催しています。小川原湖の水質改善に向けたいろいろな方策を、この委員会の中で検討していただいて実践に移しているという格好になっております。

以上です。

(佐藤(巧)委員)

ありがとうございました。

(熊谷会長)

平成21年と、私も説明を聞きながら、ああ21年なんだと思って見てしまいましたけれども、急にできるということでもないでしょうから、やっていただきたいと思います。

続いて、吉尾委員。意見がなければ結構です。はい。

私もちょっと気になったのは、いろいろ増やしたり減らしたりとか変えたりしているのも、2ヶ所増やすとか2項目とか先ほどあったけれども、理由なども口頭で説明をしていただければありがたいなと。ローリングというんですか、ああいう類のこともあると思いますけれども。

資料3-3の2ページ表2の中で、延べ測定項目数が増加2とか、そういう説明があったと思いますが、これは増えたということなのかな。

(環境保全課)

事務局でございます。そうしますと、資料3-3の2ページ目の表2について、補足してご説明をさせていただきます。

まず生活環境項目、こちらの方が平成29年度から30年度にかけて54件減っております。この減の主な理由なんですが、これは先ほどご説明していない話として、国土交通省所管の湖沼で平成29年度に計画したものの技術的な問題から実際には測定できなかったものが56件ございました。この分が平成29年度から30年度へ減となっております。その他に、先ほどご説明をした話として、①の話として十和田湖についてノニルフェノールとLASの測定を年1回にするということで、2件プラス。そうしますと-54、+2ということで540件の減となります。

健康項目につきましてはA群とB群でローテーションをしていますということで、A群とB群では項目数が若干違います。そこでA群になることによって件数が10件減少するということで、表2、29年度と30年度で10の減となっています。

以上です。

(熊谷会長)

ありがとうございます。

他にございますでしょうか。気が付いたこととかあれば。

これで質疑を終わらせていただきます。それでは諮問案件③について、これを適当と認めてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。ご異議がないようですので、当該諮問案件については、原案が適 当であると認め、答申します。

それでは諮問案件④の「平成30年度地下水の水質の測定に関する計画(案)」について、 事務局から説明をお願いします。

(環境保全課)

引き続き環境保全課の方からご説明させていただきます。

本日、諮問をいたしますのはお手元の資料 4-1 の測定計画(案)でございますが、最初に資料 4-2 によりまして、これまでの測定結果及び概要についてご説明をさせていただきます。資料 4-2 の 1 ページ目をご覧ください。

地下水の水質監視でございますが、地下水の水質汚濁に係る環境基準項目につきましては、平成元年度から県内全域の井戸を対象に継続的に監視をしているところでございます。

2の平成29年度までの調査実施状況でございますが、表1にお示ししておりますとおり、県内全市町村を対象に概況調査を行っておりまして、これまでに延べ1,392本の井戸について実施してまいりました。過去の概況調査において環境基準項目が検出された井戸について、汚染井戸周辺地区調査により汚染範囲を確認した後、定点を設けまして経年変化を把握するために継続監視調査を実施しております。

2ページをお開きください。3の平成29年度の調査結果の速報値でございますが、(1)の概況調査につきましては、6市4町2村の19本の井戸について調査を実施いたしましたが、鉛が3本、砒素が4本、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が18本、ふっ素が3本、ほう素が11本の井戸からそれぞれ検出されております。このうち環境基準値を超えて検出された井戸は、表2にありますように鉛が八戸市豊崎地区の1本、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が八戸市尻内地区の1本、ほう素は八戸市田面木地区の1本でした。

次に(2)の汚染井戸周辺地区調査ですが、3市2町の8地区25本の井戸について調査を実施いたしました。環境基準項目が検出された井戸は、砒素が16本、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が5本ございました。このうち環境基準値を超えて検出された井戸は、表3にありますように砒素が板柳町辻地区の2本、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素は八戸市妙地区の1本でした。

3ページをご覧ください。(3)の継続監視調査ですが、9市13町2村の59地区10 3本の井戸を調査したところ、環境基準項目が検出された井戸は99本であり、うち51本で環境基準値を超過しておりました。このうち下の1)弘前市土手町地区では平成28年度 は環境基準値を超過していたテトラクロロエチレンが平成29年度では環境基準値を下回っておりました。また4)三沢市幸町地区では、四塩化炭素及びテトラクロロエチレンが検出され、このうち四塩化炭素は昨年度は環境基準値を下回りましたが、今年度は環境基準値を超過しています。この他、2)八戸市城下地区、3)八戸市大久保地区、5)むつ市田名部町地区では、それぞれ記載の項目が昨年度に引き続き環境基準値を超過しておりました。

なお、参考に記載しておりますとおり、八戸市尻内地区につきましては平成28年度まで 1,2-ジクロロエタン等が検出されておりましたが、民間事業者が所有する井戸のポンプ故障 により試料採取が不可能となったため、昨年度で調査を終了してございます。

なお、これらの井戸につきましては、県ですとか、あるいは所管する中核市において人へ の健康に影響が生じないように適切に対応しているところであります。

次の4ページ、5ページには、参考を含むこれら6地区の経年変化をグラフでお示しして おります。

以上が地下水の水質の状況の概要でございますが、これらを踏まえまして諮問案件である資料4-1、平成30年度の地下水の測定に関する計画(案)を作成いたしました。この資料4-1につきまして、ポイントとなるところを資料4-3に説明資料としてまとめましたので、資料4-3でご説明させていただきます。なお、資料4-3につきましても漏れがございましたので、お手数でございますが本日お手元にお配りしたものを2ページ目の後ろに差し加えてくださるようお願いいたします。

それでは資料4-3、1ページをお開きください。1 と 2 は省略させていただきまして、3 の平成 3 0 年度計画(案)の概要です。表 1 に調査地点数をお示ししていますが、平成 3 0 年度は概況調査、汚染井戸周辺地区調査及び継続監視調査を合計して 2 0 9 地点での調査を予定しております。

(1)の概況調査につきましては、全市町村を対象とし、県内を6地域に分け、各地域から地点を選定しております。平成30年度は6市5町1村の17地区19本の井戸について環境基準項目の全項目を測定することとしております。

2ページをご覧ください。(2)の汚染井戸周辺地区調査ですが、平成30年度は3市1町1村10地区84本の井戸について調査を行うこととしており、表3に概要をお示ししております。表3をご覧ください。測定項目は概況調査において各地区で検出されました鉛、砒素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ほう素を対象としております。調査対象地区は記載のとおりで、カッコ内の数字は調査井戸数になります。

次に(3)の継続監視調査ですが、9市10町1村の59地区、106本の井戸について 調査を行うこととしております。平成29年度計画からの主な変更点について、まず青森市 は調査地点を記載のとおりローリングしているところでございます。本日追加配付しました3ページをご覧ください。

○の1つ目、汚染井戸周辺地区調査の結果などに基づきまして、砒素が検出されました十 和田市奥瀬地区の2地点など、計11地点を新たに継続監視調査の対象にいたしました。 ○の2つ目、3年連続で環境基準値の概ね9割を超えないことが確認されました八戸市 市川地区など計10地点では、カッコ内に記載しております項目について調査を終了する ことにいたしました。

最後(4)測定回数につきましては、各調査で年1回といたします。

表4をご覧ください。表4は平成30年度継続監視調査地区とその測定項目の一覧をお示ししてございます。

以上、諮問案件であります資料 4-1 の平成 3 0 年度地下水の水質の測定に関する計画 (案)の内容についてご説明させていただきました。

引き続きまして事前に各委員の皆様からいただいたご質問に対する回答について、資料 4-4により担当するグループマネージャーの方から説明します。

(環境保全課)

それでは資料4-4をご覧ください。

まず資料4-2に対するご質問が吉尾委員から2本ございます。まず1問目、「八戸市尻 内地区について、試料採取ができなくなったため調査を終了したとあるが、井戸の利用を停 止し、今後もポンプの修理はしないということですか?」とのご質問でございます。

これに対する回答です。測定の実施機関である八戸市によりますと、「ご質問のとおりです。井戸所有者に確認したところ、普段から井戸水を使用しておらず、ポンプの修理予定はないとのことでした。」とのことです。

次に2問目、「単純にグラフ線を見ると、2) - 3八戸市城下地区とむつ市田名部町地区で継続的に水質が悪化しているように見える。考えられる原因や対策などがあれば教えてください。」とのご質問です。

これに対する回答です。八戸市城下地区については、八戸市によると、「当該地点は、平成15年度に応急対策として一定範囲の土壌を掘削し、焼却処理後、掘削地に埋め戻しが行われましたが、金銭的な問題から恒久的な対策は実施されておらず、未だに汚染物質が土壌中に存在する可能性があり、それが地下水に影響していると考えられます。なお、平成14年度に周辺調査を実施しておりますが、周辺の井戸からは汚染物質は検出されておらず、また、飲用に使用している井戸は確認されておりません。」とのことです。

むつ市田名部町地区については、調査地点周辺に砒素を排出する事業場はなく、砒素は自然由来としてしばしば検出される項目であるため、本地点についても自然由来と推測されます。これまでの推移を見ますと、平成26年度以降は継続して環境基準値を超過していますが、環境基準値の0.01mg/Lと比較して、大きな変化はないと言えます。自然由来の汚染については、根本的な浄化は困難であるため、対策として飲用指導を行っております。調査結果を担当部署に通知し、担当部署から飲用しないよう指導しています。

以上で資料4-4の説明を終わらせていただきます。

(熊谷会長)

ありがとうございました。今、事務局から諮問案件の概要と皆様からいただいた事前質疑に対する回答などについてご説明いただきました。ご意見等はございますでしょうか。

4-4は吉尾委員の質問ですが、何かございますか。

(吉尾委員)

吉尾です。どうしても井戸水に鉛だとか砒素だとかが含まれていると聞くとびっくりしてしまうんですけれども、井戸を実際に使用している人たちは、その使っている井戸にどういう汚染物質がどれぐらい入っているとか、そういうことは皆さん、承知して使っているんでしょうか。

(環境保全課)

回答いたします。基本的に井戸は県で持っている、市で持っているということではございません。そのほとんどが民間の方、一般の方の井戸です。承諾を得て採水をして結果をお伝えしていると。

従いまして、測定結果につきましては所有者の方にもフィードバックをすると。従いまして、例えば人の健康に影響があるような物質が出ているようなところにつきましては、これは、こういうものが入っているので飲用には適しませんという結果をお伝えしております。

(熊谷会長)

他にございませんでしょうか。

(藤委員)

私の不勉強かもしれませんけれども。この計画に関して公表するということになっていて、多分県のホームページで年度ごとに更新されていると思うんですけれども。かなりのデータが蓄積されていると思いますので、費用対効果のこともあると思うんですけれども、データベース化するとか、監視の値というのはちゃんと調べていくと思うんです、ですのでPDFでも年度ごとに追えるというのも1つの公表の仕方ですけれども、お金がかかるかもしれないですけれども、データベース化するということも一つ検討をしていただけたら、ニーズの問題で大切なことだと思いますので、検討をしていただいて、今後の参考としていただけたらなと思います。

(熊谷会長)

どうぞ。

(環境保全課)

現状、データを県のホームページで PDF で公表しているだけでございます。あとはデータベースという形ではないのですが、各都道府県、我々は青森県のデータは全部環境省の方に送っておりまして、環境省で全国のデータを集めて様々な施策に生かしていくという部分もございます。いただいたお話は参考にさせていただきたいと思います。

(藤委員)

ありがとうございます。

(熊谷会長)

どうぞ。

(佐藤(巧)委員)

私は弘前市なので、弘前の土手町のテトラクロロエチレン、これ、毎回気になっていたんですが。今年度の調査で基準値を下回ったということで、非常に嬉しいことだと思います。ところで、これ、何か対策を講じたために下回ったのでございましょうか。その点、あったらお知らせください。

(環境保全課)

環境保全課です。土手町地区につきましては、特に対策は採っておらず自然的に低下したということでございます。

(佐藤(巧)委員)

ありがとうございます。良い方向に行っているということで、嬉しいと思います。

(熊谷会長)

他にございませんでしょうか。どうぞ。

(関下委員)

調査をしている各井戸は民間のものがほとんどだということなんですけれども、環境基準を達成していない井戸のポンプが壊れた場合、民間業者がそれを更新・修理しないということになった場合には、その場合でも調査は終了するのでしょうか。今回は、資料1のケースでは環境基準はクリアしているケースであったということで、この状態でしょうけれども、そのあたりはどのように考えているのでしょうか。

(環境保全課)

環境保全課でございます。民間の方の協力をいただいて採取させていただく場合、民間の方の、例えばポンプが壊れました、あとは井戸が枯れました、井戸を埋め戻してしまいますと、こういった状況になりますと当然採取できないと。例えば、継続監視を必要なエリアで、他に代替する井戸があれば他の井戸で代替するという選択肢もあるのですが、周辺にそういった替わりになる井戸がないということになると、新たに井戸を掘るということもなかなか困難でございますので、そこのエリアについては調査できないという形に結果的になってしまいます。

(熊谷会長)

ありがとうございました。他にございませんか。公共用水域の方でも状況の説明の方がメインになりますけれど、計画案の諮問の話に戻らせていただきますけれども、この諮問案件、そろそろ終わらせてもらってよろしいですか。

ということで、諮問案件④について、これを適当と認めてよろしいでしょうか。

ありがとうございました。ご異議がないようですので、当該諮問案件については原案が適 当であると認め、答申します。

以上をもちまして諮問案件④の審議を終了いたします。

まだ時間がございますので、ここで5分程度の休憩をとりたいと思います。再開は3時2 分からでよろしくお願いします。

<休憩>

(熊谷会長)

会議を再開します。

それでは諮問案件⑤の「第12次鳥獣保護管理事業計画(変更案)」について、事務局から説明をお願いします。

(自然保護課)

事前に資料 5-1、第 12 次鳥獣保護管理事業計画(変更案)の概要、それから資料 5-2、同じく計画書(変更案)の新旧対照表、資料 5-3、同じく計画書(変更案)を送付させていただいてございましたが、本日、追加資料といたしまして資料 5-4、委員からのご質問と回答をお配りしてございます。本日は資料 5-1 と資料 5-4 により説明をさせていただきます。

それではまず資料5-1の1ページ、表紙をめくっていただいて1ページをご覧ください。1の変更理由についてご説明をいたします。

今回の変更はオオタカの生息環境の改善等により絶滅のおそれが軽減されたことによる

ものでございまして、具体的には絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律、いわゆる種の保存法の施行令が昨年9月21日に一部改正され、オオタカが国内希少野生動植物から除外されたということ。これに伴いまして、同日、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律、いわゆる鳥獣保護管理法の施行規則が一部改正されまして、平成30年4月1日から、オオタカが希少鳥獣としての指定が解除されるとともに、販売禁止鳥獣等へ追加され、そして、販売を許可する場合の販売目的の追加等がなされたということでございます。この規則改正によりまして、国が策定しております鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針、いわゆる基本指針も改定されましたことから、同基本指針に則して県が策定してございます第12次鳥獣保護管理事業計画書について、同様にオオタカの希少鳥獣の指定解除や販売禁止鳥獣等の追加等に係る所要の変更を行うものでございます。

2は、国が策定してございます基本指針の主な改正内容でございまして、(1)はオオタカの取り扱いの基本的な考え方、それから(2)はオオタカの捕獲許可及び捕獲個体の取り扱いの考え方、(3)はオオタカの販売許可の際の条件が追記されてございます。

次の2ページ目をご覧ください。3の第12次鳥獣保護管理事業計画の変更内容についてご説明いたしますが、前記2の基本指針の改正内容のうち、(2)のオオタカの捕獲許可及び捕獲個体の取り扱いの考え方、そして(3)のオオタカの販売許可の際の条件を同じく追記するものとなってございます。

具体的にはこの表に記載のとおり、第四の2の(4)保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方の中で、現行ではオオタカに関する記載はありませんでしたが、今回の改正によりましてオオタカの捕獲許可が知事の権限となりますことから、朱書きにありますとおり、国の基本指針と同様、原則、鳥獣の管理を目的とする捕獲を認めないこと、ただし、被害防除対策を講じても被害が顕著であり、被害を与える個体が特定されている場合に限り捕獲を認めること、それから、捕獲後、その個体を飼養する場合には、当面の間は公的機関による飼養を前提とする場合に限り、捕獲を認めることを追記してございます。

次に第四の3-4、販売禁止鳥獣等の販売許可の中で、現行では販売禁止鳥獣等はヤマドリのみの記載でありましたが、今回はオオタカも追加されたことから、(1)の許可の考え方の中で、①におきまして、オオタカを販売できる目的として学術研究や養殖を規定している法24条第1項を追加しておりまして、②において、ヤマドリの食用品としての販売等とあったものを、「個体若しくはその加工品又は採取した卵が」に改めてございます。

また(2)の許可の条件で、ヤマドリとオオタカの記載を分けまして、オオタカについては国の基本指針同様、販売する鳥獣の数量は現に保有する数量に限定すること、販売する鳥獣に足環を装着させること等とする、という内容のものを追記してございます。

以上が計画の変更部分についての説明となります。この変更案につきましては、去る1月4日から2月3日までの期間でパブリック・コメントを実施してございましたが、意見の提出にざいませんでした。

最後に、吉尾委員から事前にお寄せいただいたご質問についてご回答をさせていただきます。資料5-4をご覧ください。

ご質問の内容としては、3つ目のポツとなりますが、「今回の変更にあたり、青森県内でのオオタカの生息状況や生息地域の環境維持など、どう評価しているのでしょうか。日本野鳥の会の方のご意見を聞いてみたい。」とのことでございました。

お答えといたしましては、オオタカの生息状況に関する具体的なデータは把握しておりませんが、県としては、県内の間伐や再造林の進展に伴い、樹間の開けた森林空間が広がりつつあることから、このような空間で繁殖し、森林と草地・農地の境界を狩場として利用するオオタカを含む猛きん類にとって、生息環境が改善傾向にあるものと期待しております。

一方、現在進めておりますレッドデータブックの改訂作業におきましては、日本野鳥の会 青森県支部の委員から、「国内で生息数が増えたのは、オオタカ保護活動によるもの、調査 技術の向上によるもの、疎林と農地などの環境の組み合わせの増加によるものであって、青 森県内においては生息状況が必ずしも改善されているとはいえない」との意見もございま して、現時点ではBランク、重要希少野生生物を維持する方向にございます。

なお、この度の第12次鳥獣保護管理事業計画の変更は、法令等の改正によりまして希少 鳥獣の指定が解除され、販売禁止鳥獣等に追加されましたことから、オオタカの違法な捕獲 や販売を防止するために行うものでございます。

次に2ページ目をご覧ください。2問目のご質問ですが、内容としては、「(2)許可の条件に、「ヤマドリの」と明記されておりますが、ヤマドリは特別な保護対象種なのでしょうか。」というご質問でございます。

お答えといたしましては、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律、いわゆる鳥獣保護管理法ですが、この中でヤマドリは「希少鳥獣」ではございませんで、「販売禁止鳥獣等」と定義されてございまして、ヤマドリ及びその卵、それらを加工した食料品が販売禁止という形で指定されているというものでございます。

これまで販売禁止鳥獣等には、ヤマドリのみが唯一指定されていましたが、今回の改正によりオオタカが追加されたことから、それぞれの許可の条件が異なることから、ヤマドリを別途明記したということになってございます。

なお、販売禁止鳥獣等とは、販売されることによりその保護に重大な支障を及ぼすおそれ のある鳥獣又は鳥類の卵であって、環境省令で定めるものとされてございます。

以上で諮問案件⑤について説明を終わります。

(熊谷会長)

ありがとうございました。

ただいま、事務局から説明がございましたけれども、ご意見等はございますでしょうか。 吉尾委員の質問、こういう回答でよろしいですか。

(関下委員)

ヤマドリのことなんですけれども。青森県のレッドデータでは希少野生生物ということでCランクに確か掲載していると思います。青森県のハンターの方たちの自己申告ということで、どういう鳥がいたかという統計があるんですが、それを見ると相当数ヤマドリは捕獲されているんですが、現場で猟師の方に聴くと、ほとんどの方が何年もとか十年来見たことがないと言うんですよ。統計と現場が一致しない。実際は、山で調査をしてもヤマドリというのは非常に珍しい。うちらの仲間でもヤマドリを見たという現場に仲間で集まって見に行くというくらい、現在では珍しくなっている鳥になっていますので、なかなか現実、レッドデータブックであるとかの指定種ということと現場が合うということを考えた方がいいのかなということです。

それからオオタカに関して、ここに記載されてないんですけれども、青森県の森林面積というのは過去最大の、特に人工林に関しては徐々に手入れが入って来て、そういうオオタカにとって暮らしやすい面積も増えてきているんですが、ただ人工林というのはいずれ伐採されてなくなるものですから、非常に危うい部分がある。伐採された人工林というのは、また同じ条件で戻って来るかというと、その保証もないというのがあります。

それから、ここには記載されなかった部分ですけれども、今、ものすごく林地において、あるいは原野、今、現状は林になっている部分は気が付くと太陽光パネルになっちゃっているんです。これは何も規制がないんですね。ものすごい勢いで、人工林はいい方向にはいっているんだけれども、現状、いろんな生き物が、特にオオタカも含めて餌場にしているとか、そういう原野の部分であったり、原野で林地になっている部分、そういう部分が急激に今は減ってきていて、現状ではオオタカが増えているんですけれども、もしかすれば太陽光パネルの急激な拡大というものが、特に青森県なんかそうですけれども、林地の有効活用として太陽光パネルの設置というのも考えられています。農業経営の改善のために農地を太陽光パネルの設置場所にして、というのも方法論として進んできています。

今はこうだけれども、トンボとか水生昆虫に関しては、それから原野も利用している生き 物に関しては急激に悪化する可能性がないわけではないという形です。

(熊谷会長)

他にございませんでしょうか。

オオタカの違法な販売を防止するために行うものだと、ここに尽きるんだと思いますが、 今言ったように、関下さんが実感とちょっと違うと言ったのも、何かそうかもしれないなと 思ったりしておりますので、この計画をやりたいなと思っております。

他にございませんか。

それでは他に意見等がないようですので、これで質疑を終わらせていただきたいと思います。それでは諮問案件⑤について、これを適当と認めてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。ご異議がないようですので、当該質問案件については原案が適当

だと答申したいと思います。

以上をもちまして答申案⑤の審議を終了いたします。

本日の諮問案件5点については、いずれも原案が適当であると認めて答申することといたします。なお、答申書の作成・交付については私に一任いただくこととしてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

以上をもちまして諮問案件の審議を終了いたします。

次の報告案件、「青森・岩手県境不法投棄事案」について、事務局から説明をお願いいた します。

(環境保全課)

県境再生対策監の工藤と申します。どうぞ、よろしくお願いします。

青森・岩手県境不法投棄事案の原状回復対策について、座って報告させていただきます。 資料6をご覧ください。1のこれまでの事業実績については、要点を申し上げます、本文 に下線を引いている部分です。

- (1) 廃棄物等の撤去です。廃棄物と汚染土壌は、平成16年12月から平成25年12 月までの間で全量撤去を完了しました。
- (2)汚染地下水の浄化です。廃棄物等の撤去後も現場内に残る汚染地下水については、 浄化を促進するため、揚水井戸等を平成27年8月までに整備しました。
- (3) 不法投棄現場跡地の自然再生です。現場周辺の山林から採取・栽培した苗木による 植樹活動を平成27年度に完了しました。植樹本数は約3万本です。

次に2の平成29年度の原状回復対策事業、(1)1,4-ジオキサン浄化効果の中間評価に基づく追加対策工事の実施です。別紙1の図をご覧になりながらお聞きいただければと思います。図は上の方が北になっております。浅い地下水層である第一帯水層では現場北東部に、また、深い地下水層である第二帯水層では現場西部に高濃度エリアがあるほか、第二帯水層は揚水量が計画の半量未満となっており、浄化の進み方が遅いとの評価となりましたので、浄化目標である平成33年8月までの環境基準達成に向け追加対策を講じました。

追加対策工事の内容は、高濃度エリアの浄化を促進するため、別紙1の図で白抜きの赤丸から赤線が広がるように示している集水井戸3基、塗りつぶしの青丸で示している注水井戸10基の新設、浸透枡1か所の増設などを行いました。

(2)環境モニタリング調査、平成29年結果。ア、水質モニタリングです。別紙の2の 方に環境基準値を超過した地点名と測定値の濃度範囲を取りまとめました。また、調査地点 は別紙3のとおりとなっております。

本文に戻ります。周辺河川・湧水等からは環境基準を超える値は検出されませんでしたが、 周辺地下水及び現場内の一部の地点において、1,4-ジオキサン、砒素、鉛、硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素、ほう素、ベンゼンが環境基準を超える値で検出されました。 イ、浸出水処理水モニタリングです。現場内の汚染地下水は浸出水処理施設において浄化 した上で放流しており、放流水の水質はいずれの項目についても計画処理水質を下回って いました。

2ページをご覧ください。(3) 不法投棄現場跡地の自然再生です。植栽地は下草刈りなどにより管理を行っているほか、現場の再生状況を公開するため、昨年6月25日に地元田子町に協力いただき、現場見学、草刈り体験会を開催しました。当日は、地域住民や「企業の森づくり」協定を締結している事業者等の62名が来場し、植栽地の見学や下草刈りを行いました。

3今後のスケジュールです。汚染拡散防止対策については、平成33年8月までに現場の環境基準を達成するため、浄化効果を確認しながら、揚水による汚染地下水の浄化を行います。環境基準達成後は、水質の経過観察を1年程度行い、再び基準に適合しなくなるおそれがないと認められた時点で浄化を完了し、揚水井戸や浸出水処理施設等の仮設構築物の解体撤去等を行い、平成34年度末までに原状回復事業を終了することとしております。

以上、原状回復対策について報告させていただきました。

(熊谷会長)

ありがとうございました。

ただ今の説明につきまして質問とかご意見とか、ございませんでしょうか。

(藤委員)

また話がずれてしまうかもしれませんけれども。

この原状回復対策についてですが、普及啓発という観点で、学校教育にどれだけ、小中高に使われているか、あるいは使っていただくような計画について、私も不勉強で分からないんですけれども教えていただきたいと思います。

今、私の娘が小学校に行っているんですけれども、白神山地のことは小学校では勉強をしているんですね。私は大学の教員をやっておりまして、一般教養で環境論をやっているんですけれども、学生達はこの県境の不法投棄の問題について知らない。その学生にもよると思うんですけれども知らないということがあります。

それで、いろんな形で環境学習に使えると思うんですね。より積極的に活用していただけたらなというふうに思う次第です。そういうことをご提案させていただきました。

(熊谷会長)

ありがとうございます。

他にございませんでしょうか。

じゃあ他に質問等はないようでございますので、以上で本日の議事案件については全て 終了とさせていただきます。 進行にご協力いただきましてありがとうございました。事務局にお返しいたします。

(司会)

熊谷会長、委員の皆様、どうもありがとうございました。 閉会にあたりまして環境生活部長の鈴木からご挨拶を申し上げます。

(鈴木部長)

熊谷会長をはじめ委員の皆様方には長時間にわたり慎重かつ熱心なご審議をいただきましてありがとうございました。諮問案件5件につきまして、いずれも原案が適当であるとの答申をいただき、心から感謝を申し上げます。

本日の会議の中でいただいたご意見、ご提言等を踏まえて施策を推進していきたいと考えております。

今後とも、委員の皆様からのご指導、ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げま す。

本日は本当にありがとうございました。

(司会)

以上をもちまして、第30回青森県環境審議会を閉会いたします。 本日はどうもありがとうございました。